

[カタログ] 作業環境測定

作業環境測定とは

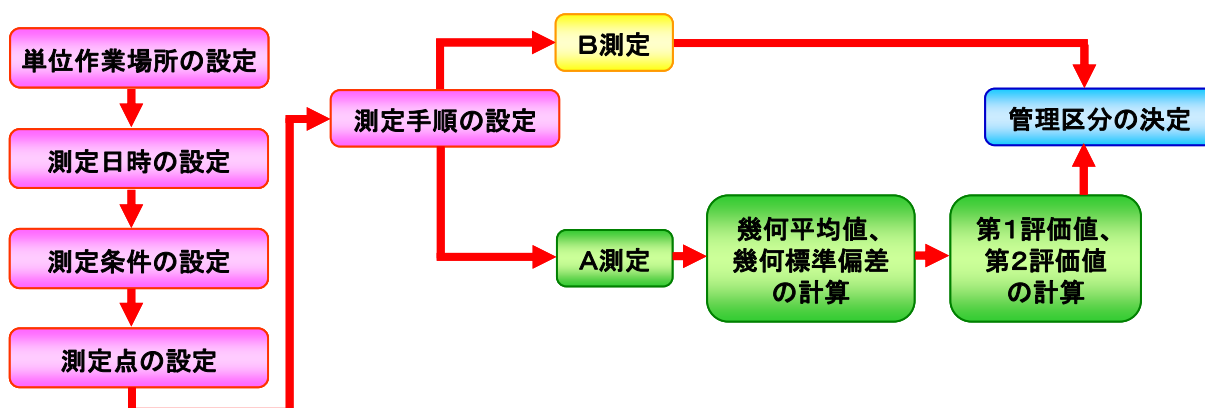
労働者の安全と健康の管理に関して労働安全衛生法で規定されていますが、作業環境測定とは、労働者の有害物質による健康被害を防止するため、職場（作業場という）が適切な環境となっているかどうかの確認、あるいは健康被害防止対策を検討する際の職場環境の実態把握を目的とした分析です。

関連する法規では下記のように規定されています。作業環境測定機関である当社にお任せ下さい。

- ① 粉じん、有機溶剤などの作業場について、法的回数測定し、記録を法定年数保存すること。
- ② 作業環境測定基準に従って測定し、作業環境評価基準に従って評価すること。
- ③ 指定作業場については、作業環境測定士または作業環境測定機関に測定させること。

作業環境測定を行うべき作業場		測定		
作業場の種類 (労安衛法施行令第21条)	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年
石綿(アモサイト及びクロソライトを除く)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場	石綿障害予防規則第36条	空気中の石綿濃度 (ろ過捕集方法及び計数方法)	6月以内毎に1回	40
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則25条	空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離性酸含有率	6月以内毎に1回	7
特定化学物質(第1類物質又は第2類物質)を製造し、又は取り扱う屋内作業場など	特化則35条	空気中の第1類物質又は第2類物質の濃度	6月以内毎に1回	3 (特定のものは30)
一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内毎に1回	3
第1種有機溶媒又は第2種有機溶媒を製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内毎に1回	3

作業環境測定の実施から評価までのフロー



作業環境測定・評価

作業環境測定基準では、まず、対象とする有害物質ごとに、その取り扱う範囲などを考慮して「単位作業場所」を設定します。その上で、その単位作業場所全体の状況を把握するため、基本的に等間隔に設定した測定点で測定を行うA測定と、従事する作業員がその有害物質に最も多く曝露する可能性のある作業に着目したB測定を設定します。

作業環境の評価は、各測定結果に対して統計処理等の各種処理を施し、「管理濃度」と比較することで、作業環境が適切である「第1管理区分」から、直ちに改善が必要な「第3管理区分」までに分類します。

このように作業環境測定では、測定点等の設定が重要な意味を持ちますので、事前に十分お打合せをさせていただきます。

室内空気環境測定

建築基準法や学校環境衛生法に基づく、新築・改築後の室内空気中の、いわゆるシックハウス、シックスクールの化学物質分析を実施しています。詳細は、技術レポート「各種VOC測定」をご覧ください。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく室内空気環境測定も実施しています。

関連法規

- 労働安全衛生法
- 作業環境測定基準・作業環境評価基準
- 建築基準法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 など

作業環境測定機関

当社は作業環境測定法第 33 条で定められた、作業環境測定機関として登録しています。

登録番号：山口労働局第 35-19 号，三重労働局第 24-12 号，神奈川労働局第 14-80 号

建築物空気環境測定業

当社は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条で定められた、建築物空気環境測定業として登録しています。

登録番号：山口県 19 空 第 40 の 2 の 1 号，三重県 13 空 北生第 1041 号

